

議案第37号

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和4年3月23日

つくば市長 五十嵐立青

つくば市行政組織条例の一部を改正する条例

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中ウをエとし、イの次に次のように加える。

ウ 国際交流に関すること。

第3条第5号中エを削り、オをエとし、カをオとする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（提案理由）

行政組織を改編し、効率的かつ効果的な行政運営を行うため、この条例案を提出するものである。

つくば市行政組織条例（昭和62年つくば市条例第55号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1条・第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア・イ（略） <u>ウ 国際交流に関すること。</u> エ（略）</p> <p>(2) (4)（略）</p> <p>(5) 市民部 ア ウ（略）</p> <p><u>エ・オ</u>（略）</p> <p>(6) (12)（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>	<p>第1条・第2条（略） （分掌事務）</p> <p>第3条 市長公室及び部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市長公室 ア・イ（略）</p> <p><u>ウ</u>（略）</p> <p>(2) (4)（略）</p> <p>(5) 市民部 ア ウ（略） <u>エ 国際交流に関すること。</u> <u>オ・カ</u>（略）</p> <p>(6) (12)（略）</p> <p>第4条（以下略）</p>